

# 大東民報

議会版

日本共産党  
大東市議会議員団  
大東市谷川1丁目1-1  
TEL 072-871-5588



市会議員  
**ちかま 昌弘**  
まさひろ

・090-8939-5743



市会議員  
**こばやし 勉**  
つとむ

・090-3864-5037



市会議員  
**よしまし 勝子**  
かつこ

・090-1079-8939

法律相談

8月1日(水)  
夜 7時  
市民会館  
予約制です  
TEL 871-5588 まで

## 07平和行進一党議員団も参加



5日、核兵器の廃絶をめざす平和行進の50回目の「網の目行進」が行われ、議員団3人も市内民主団体の参加者とともに、次の引継地点である四条畷市役まで歩きました。

市役所前での集会以議長メッセージを千秋副議長が代読しました。



## 公共用地特別委員会 開催される

7月3日、「公共用地に関する特別委員会」(寺坂委員長)が開催され千秋豊芦が出席しました。

公有財産台帳土地の部(普通財産)と公社保有土地の資料が提出されました。

公有財産中、貸付中が31件、貸付中売却可能が1件、売却可能が17件、売却可能府等使用中が11件、同和对策事業が3件、借地借家(リース)が0件です。

地目は宅地が36件、田が6件、畑が4件、山林が3件、池沼が1件、道路が2件、牧場が0件、原野が6件、雑種地が7件です。

取得理由は、購入売却が13件、寄付譲与が12件、所管換が4件、種別替が0件、用途変更が7件、用途廃止が9件、誤謬訂正が0件、新築取壊が0件、増築撤去が0件、分筆が18件、合筆が0件、交換が1件となっています。

公社保有土地(H19:31)は面積約2万8千㎡、簿価約60億1500万円です。

今回は8月29日開催予定です。同和行政残地や塩漬け土地などの解決めざします。

学校統廃合中間答申  
パブリックコメント受付中  
(7月31日まで)  
ご意見を市教委までお寄せ  
ください  
FAX 872-2941

# 千秋市議の一般質問(6月議会)

## 1、「同和地区」呼称継続は、真の部落問題解決に逆行する

大阪府市長会・町村長会が設置した「同和地区」の位置づけ、呼称問題に関する研究会で「同和地区」を事実上復活させる内容の報告書は採用しないようにすべきではないでしょうか。

国の同和对策特別法が、02年(H14)3月で終了し、行政による同和对策事業の対象地域として法的に指定されていた「同和地区」はなくなりました。

ところが大阪府市長会などでつくる研究会が「同和地区はなくなっていない」との見解を、府下市町村の「共通認識」としようとして打ち出してきましたが、先の市長会で今、各自治体はそれぞれ「同和」という垣根を低くし、なくしていくことに努力している最中であるのに、かえって「同和地区」の固定化につながる

ることはどうかと思う、との意見もあり、報告書採決は見送られたと聞いています。しかしまた7月の市長会に再度出てくるとも聞いています。

大東市では市民の「同和行政終結」への期待が高まっており、3月議会です算案の減額修正が全会派一致で可決されております。また庁内的にも改善への取り組みが強められています。

この時期に、時の流れに逆行するような「報告書」案は大東市の実情にも沿わず、真の部落問題にも逆行します。

今回の報告書は「共通認識」を持つことを目的としています。現実には各自治体によって状況はさまざまで、一様ではありません。以前から指摘されている「行政の主体性の確

立」は今も求められているものであり、大阪府下共通認識としての「同和地区」呼称を復活させるのではなく、各自治体が行政の主体性を発揮し、独自性を持つて真の部落問題の解決にあたるべきであり、従ってこのような報告書は採用しないよう検討いただきたいと思いがいかかでしょうか。

## 2、市営住宅建替は「同和むけ住宅建替」としてではなく「一般住宅建替」とすべき

○市の主体性をもつて、住宅政策を持つべきと考えますがどうでしょうか。

○その際、「同和の垣根」をなくす住宅政策として実施すべきと考えますが分譲形式を取り入れることはできないのでしょうか。

○大東市全体を考え現在ある場所にこだわらず、西部、中部、南部などで、公営住宅の少ないところへの移

転建替も考慮に入れるべきではないでしょうか。

○少子化対策の一環としての若者優先入居を視点に取り入れ、高齢者ばかりの市営住宅にならないよう政策を持つべきではないか

○建替えに当たっては、旧来の地元協議をやめ改善すべきと思うが、現在どのように変化し取組まれているのか。

## 3、入札・契約は一般競争入札で、公契約制度確立までは最低制限価格設定を

○今回の大規模改造の入札をどのようにみているのか

○談合防止策をどうすすめるのか

○毎年3校づつ大規模改造工事をしていくが、3校のうち1校は一般競争入札にし、残り2校の金額を下げて指名競争入札にしているの

ではないか。指名業者の関係で毎年2社づつ持ち回りでの落札の状況になるのではないか。

○現在建築2億円以上、土木1億5千万円以上が一般競争入札の対象と聞いているが、国も1千万円以上は一般競争入札にするように指導している金額を大幅に下げて、原則一般競争入札にし、談合防止に努めるべきではないか。

○低入札問題をどう解決するのか

低入札では、結果的に下請け・孫請け業者が泣かされ、労働者が泣

かされる。改善すべきだ

○公契約制度は、国や自治体が、公共工事・委託事業を民間業者に発注する場合に、その事業に働く労働者の賃金を適切に確保させる制度です。全国労働者の6人に1人とその家族の生活改善に寄与するものです。

これは、雇用ルールを確立させ、地域経済を立て直す力を持っています。公正な発注ルールが確立され、適正な賃金や労働条件の改善がはかられるなら、地場賃金が底上げされ、自治体財政の再建に寄与することにつながります。

公契約条例で公正賃金が決まっていれば「利益幅」が縮小され、談合は減ると考えられます。

### 大東市職員採用試験

#### 事務職

初級事務 2名

上級事務 9名

社会福祉士 2名

幼稚園教諭 1名

#### 消防職

初級消防職 2名

上級消防職 2名

救急救命士 2名

合計 20名

9月16日(日)第一次試験